

# 平成25年度9月補正予算の概要について (9月5日提案分)

平成25年9月5日  
(単位：千円)

## 一 予算規模

### 1 一般会計

補正額	365,391
補正後の規模	606,540,287
前年度9月補正後予算との対比	△11,708,734 (1.9%減)
《補正予算の財源》	
特定財源	157,516
国庫支出金	85,016
諸収入	50,000
県債	22,500
一般財源	207,875
繰越金	207,875

## 二 補正予算の内容

今回の補正予算は、8月9日からの大雨等による被害対策として緊急を要する事業について計上した。

### I 被災者への支援

#### 1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金等負担金 13,125

災害により亡くなられた方の遺族並びに障害を受けた方に対し、市町村が支給する災害弔慰金等の一部を負担する。

- ・負担割合 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4  
(3/4 (国 1/2、県 1/4) を予算計上)
- ・支給額 生計維持者が死亡した場合 500万円  
生計維持者以外の者が死亡した場合 250万円  
生計維持者が障害を受けた場合 250万円

(2) 災害り災者見舞金 41,800

災害により被害を受けた世帯に対して見舞金を支給する。

- ・支給額 死亡した方のいる世帯 60万円×3世帯＝180万円  
住家が全壊した世帯 60万円×2世帯＝120万円  
住家が半壊した世帯 20万円×17世帯＝340万円  
住家が床上浸水した世帯 20万円×177世帯＝3,540万円

#### 2 個人住宅の改修等

(1) 災害援護資金の貸付 76,900

住家の全壊・半壊及び家財の1/3以上の被害があった被災者に対して災害援護資金を貸与するとともに、災害援護資金を無利子とするために利子補給を行う。

①災害援護資金貸付金

災害援護資金貸与を行う市町村に対し、その原資について無利子の貸付を行う。

融資枠	7,690万円	償還期間	10年(据置3年含む)
貸付限度額	350万円		
負担割合	国2/3 県1/3		
使途	生活再建費用		
融資利率	3.0%(利子補給により実質無利子とする)		
貸付期間	平成25年9月～平成26年3月		

②災害援護資金貸付金利子補給事業<債務負担行為> (4,753)

災害援護資金を無利子とするため、利子補給を行う市町村に対して助成する。

- ・利子補給 3.0% (貸付金利 3.0% - 利子補給 3.0% = 実質 0%)
- ・設定期間 平成 28~35 年度
- ・負担割合 県 1/2 (1.5%)、市町村 1/2 (1.5%)

(2) 生活福祉資金貸付金利子補給事業<債務負担行為> (1,800)

被災者の生活再建支援として生活福祉資金を無利子とするため、償還利子を助成する。

- ・利子補給 1.5% (基準金利 1.5% (連帯保証人なしの場合) - 利子補給 1.5% = 無利子)
- ・設定期間 平成 26~34 年度
- ・補助先 秋田県社会福祉協議会
- ・補助率 県 10/10

※生活福祉資金貸付制度 (実施主体: 秋田県社会福祉協議会)

融 資 枠	10.7 億円	償還期間	7~8 年 (据置 6 カ月除く)
貸付限度額	資金の目的、組み合わせにより変動 (50 万円~400 万円)		
対 象	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯		
使 途	住宅の増改築、福祉用具の購入、被災により臨時に必要となる経費等		
融 資 利 率	無利子 (基準金利 1.5% (連帯保証人なしの場合) - 利子補給 1.5%)		
貸 付 期 間	平成 25 年 9 月~平成 26 年 3 月		

(3) あきた安全安心住まい推進事業 (制度拡充)

被災住宅の復旧を支援するため、被災者については過去に利用した場合でも、その対象となるよう制度を拡充する。

①住宅リフォーム推進

対象経費	県内の事業者等が施工する 50 万円以上の改修工事費
補助内容	工事費の 10% 補助 (上限 15 万円)

②省エネ・新エネ推進

対象経費	家庭用高効率給湯器等の設置費
補助内容	設置機種毎に定額補助 (1 万 2 千円~4 万円)

3 農林水産業関係

(1) ①農業経営等復旧・再開支援対策事業 38,892

農業経営等の早期再建を支援するため、被害を受けた農地や生産施設等の復旧及び再生産に向けた取組に対し助成する。

①農業経営等復旧支援対策事業 30,098 千円

農地や施設等、経営基盤の速やかな復旧を支援する。

- ・補助対象 農地・施設等の復旧費  
農畜産物の防除・消毒費
- ・補助率 県 1/3

②農業経営等再開支援対策事業 8,794千円

再生産に向けた取組を支援する。

- ・補助対象 水稲・大豆の種子購入費  
野菜・花き・果樹等の種苗・資材購入費  
比内地鶏の素雛購入費  
内水面養殖業の稚魚・幼魚の購入費
- ・補助率 水稲・大豆の種子購入費 県 1/3  
上記以外 県 2/3 (野菜等の被害が出荷最盛期に発生し、  
経営に大きな影響が生じているため。)

<債務負担行為>

○農業経営等再開支援対策事業 (22,260)

平成26年度における種子等の購入費用を助成する。

- ・補助対象 水稲・大豆の種子購入費 5,418千円  
野菜・花き・果樹等の種苗購入費 16,842千円
- ・設定期間 平成26年度

(2) 農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業 50,168

農業・漁業者の経営維持を図るため、融資枠を増額するとともに、利子補給を行う。

①~~新~~貸付金(豪雨災害分) 50,000千円

融資枠	1.5億円	償還期間	10年(据置3年含む)
貸付限度額	原則として500万円		
対象	市町村長が被害認定した農業者・漁業者(法人等を含む)		
使途	経営再建及び生産施設等の復旧費用等		
融資利率	0.5%(貸付金利1.65%-利子補給1.15%)		
貸付期間	平成25年10月~平成26年3月		

②~~新~~利子補給金(豪雨災害分) 168千円

大雨等により被害を受けた農業者・漁業者を支援するため、利子補給を行う。

- ・利子補給 1.15%(貸付金利1.65%-利子補給1.15%=0.5%)
- ・負担割合 県 1/2(0.575%)、市町村 1/4(0.2875%)、融資機関 1/4(0.2875%)

<債務負担行為>

○利子補給 (5,384)

- ・設定期間 平成26~35年度

## II 災害復旧対策

(1) 公共土木施設災害査定調査事業 92,000

被災した道路や河川等の公共土木施設について、災害査定申請に必要な調査を行う。

- |                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| (2) 漁港災害関連事業費                        | 50,000 |
| 豪雨により流木等が漂着した漁港海岸において、流木等の処理対策を実施する。 |        |
| ・対象地区 岩館漁港海岸、八森漁港海岸                  |        |
|                                      |        |
| (3) 県立学校施設等災害復旧事業                    | 2,506  |
| 被災した県立学校施設について、災害査定申請に必要な調査を行う。      |        |
| ・被災内容 西仙北高校、大館工業高校の敷地内の法面崩落          |        |